

上尾市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

上尾市下水道条例（昭和50年上尾市条例第18号）

改 正 案	現 行
<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の<u>取付管</u>その他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条において「<u>取付管等</u>」という。）に固着させること。</p> <p>(2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては<u>取付管等</u>で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては<u>取付管等</u>で雨水を排除すべきものに固着させること。</p> <p>(3) 排水設備を<u>取付管等</u>に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものによること。</p> <p>(4)及び(5) 略</p>	<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の<u>ます</u>その他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条において「<u>公共ます等</u>」という。）に固着させること。</p> <p>(2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては<u>公共ます等</u>で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては<u>公共ます等</u>で雨水を排除すべきものに固着させること。</p> <p>(3) 排水設備を<u>公共ます等</u>に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものによること。</p> <p>(4)及び(5) 略</p>
<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く_____。）は、工事の_____。</p>	<p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。<u>第8条の2</u>において同じ。）は、工事の_____。</p>

施工をすることができる者として、市長が指定した工事施行業者（次章において「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（指定工事店の指定）

第8条の2 市長は、次に掲げる要件を備えている者を指定工事店として指定することができる。

- (1) 営業所又は店舗ごとに、埼玉県下水道協会（以下この章において「県下水道協会」という。）の実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験（以下この章において「試験」という。）に合格し、かつ、埼玉県内（以下この章において「県内」という。）の市町村等（県下水道協会に試験の実施を委託している市町村及び一部事務組合をいう。以下この章において同じ。）に登録した者（以下この章において「責任技術者」という。）を選任していること。ただし、県内の他の営業所又は店舗について兼任することを妨げない。

(2)及び(3) 略

（指定の辞退及び異動の届出義務）

第8条の10 略

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(5) 選任した責任技術者に異動又は変更があったとき。

(6) 略

施工をすることができる者として、市長が指定した工事施行業者（次章において「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。ただし、市において工事を実施するときは、この限りでない。

（指定工事店の指定）

第8条の2 市長は、次に掲げる要件を備えている者を指定工事店として指定することができる。

- (1) 専属の責任技術者（ 埼玉県下水道協会（以下この章において「県下水道協会」という。）の実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験（以下この章において「試験」という。）に合格し、かつ、埼玉県内（以下この章において「県内」という。）の市町村等（県下水道協会に試験の実施を委託している市町村及び一部事務組合をいう。以下この章において同じ。）に登録した者を 。）を有していること。

(2)及び(3) 略

（指定の辞退及び異動の届出義務）

第8条の10 略

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(5) 専属する責任技術者に異動又は変更があったとき。

(6) 略

第 8 条の 1 2 削除

(責任技術者の責務等)

第 8 条の 1 9 略

2 略

3 責任技術者は _____、他の指定工事店の責任技術者を兼ねてはならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第 9 条 特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下第 1 1 条において同じ。）を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1 リットルにつき 3 8 0 ミリグラム 未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 6 0 0 ミリグラム 未満

(4) 浮遊物質 1 リットルにつき 6 0 0 ミリグラム 未満

(5) 略

(専属の責任技術者を欠いた場合の救済)

第 8 条の 1 2 指定工事店は、専属の責任技術者を欠いた場合において、専属でない責任技術者をもってこれに充てたときは、6 月を超えない期間に限り、第 8 条の 2 第 1 号に掲げる要件を備えているものとみなす。

2 前項に規定する場合においては、指定工事店は、その旨を市長に届け出なければならない。

(責任技術者の責務等)

第 8 条の 1 9 略

2 略

3 責任技術者は、第 8 条の 1 2 第 1 項に規定する場合を除き、他の指定工事店の責任技術者を兼ねてはならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第 9 条 特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下第 1 1 条において同じ。）を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1 リットルにつき 3 8 0 ミリグラム 以下

(2) 水素イオン濃度 水素指数 5 以上 9 以下

(3) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 6 0 0 ミリグラム 以下

(4) 浮遊物質 1 リットルにつき 6 0 0 ミリグラム 以下

(5) 略

(6) 窒素含有量 1リットルにつき
240ミリグラム未満

(7) ^{りん} 燐含有量 1リットルにつき3
2ミリグラム未満

2 略

(除害施設の設置)

第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 温度 45度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) 略

(4) ^{よう} 沃素消費量 1リットルにつき
220ミリグラム未満

2 略

第11条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 略

(2) 温度 45度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(6) 浮遊物質 1リットルにつき

(6) 窒素含有量 1リットルにつき
240ミリグラム以下

(7) ^{りん} 燐含有量 1リットルにつき3
2ミリグラム以下

2 略

(除害施設の設置)

第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 温度 45度以下

(2) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下

(3) 略

(4) ^{よう} 沃素消費量 1リットルにつき
220ミリグラム以下

2 略

第11条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 略

(2) 温度 45度以下

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム以下

(4) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下

(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム以下

(6) 浮遊物質 1リットルにつき

600ミリグラム未満

(7) 略

(8) 窒素含有量 1リットルにつき
240ミリグラム未満

(9) ^{りん} 含有量 1リットルにつき3
2ミリグラム未満

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、それらの施設から排除される汚水の合計量はその処理施設（流域関連公共下水道にあっては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項において同じ。）で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、この処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第4号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第6号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第8号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第9号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」とする。

3 略

600ミリグラム以下

(7) 略

(8) 窒素含有量 1リットルにつき
240ミリグラム以下

(9) ^{りん} 含有量 1リットルにつき3
2ミリグラム以下

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、それらの施設から排除される汚水の合計量はその処理施設（流域関連公共下水道にあっては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項において同じ。）で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、この処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、同項第2号中「45度以下」とあるのは「40度以下」と、同項第3号中「380ミリグラム以下」とあるのは「125ミリグラム以下」と、同項第4号中「5以上9以下」とあるのは「5.7以上8.7以下」と、同項第5号中「600ミリグラム以下」とあるのは「300ミリグラム以下」と、同項第6号中「600ミリグラム以下」とあるのは「300ミリグラム以下」と、同項第8号中「240ミリグラム以下」とあるのは「150ミリグラム以下」と、同項第9号中「32ミリグラム以下」とあるのは「20ミリグラム以下」とする。

3 略